

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
<p>新人看護職員研修事業</p>	<p>(1) 新人看護職員研修事業</p> <p>ア 研修経費</p> <p>(ア) 新人看護職員等が1名のとき 440千円</p> <p>(ただし、①新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円とする。また、②愛知県へき地医療確保看護修学資金の被貸与者を含む場合1名につき440千円加算する。③感染拡大防止対策の研修時間を3時間以上拡充した場合24千円、6時間以上拡充した場合48千円加算する。)</p> <p>(イ) 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円</p> <p>(ただし、①新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。また、②愛知県へき地医療確保看護修学資金の被貸与者を含む場合1名につき440千円加算する。③感染拡大防止対策の研修時間を3時間以上拡充した場合24千円、6時間以上拡充した場合48千円加算する。)</p> <p>イ 教育担当者経費</p> <p>新人看護職員等5名以上の場合に5名ごとに 215千円</p> <p>(ただし、愛知県へき地医療確保看護修学資金の被貸与者を含む場合215千円加算する。)</p> <p>※新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p>ウ 備品購入経費 500千円</p> <p>(ただし、50千円以上の備品を購入した場合に計上できることとする。なお、複数購入した場合は、その合計額とし、千円未満の端数は切り捨てとする。)</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>備品購入費</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等</p>	<p>1/2</p>

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
	<p>(2) 医療機関受入研修事業</p> <p>(ア) 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり113千円</p> <p>(イ) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり226千円</p> <p>(ウ) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり566千円</p> <p>(エ) 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり849千円</p> <p>(オ) 20名以上受け入れる場合 1施設当たり1,132千円</p> <p>(カ) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに45千円</p> <p>※1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>※2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等</p>	<p>1/2</p>